

関係業界団体 各位

水道局計画部技術管理課長
水道局総務部契約課長

水道局発注の建設工事における余裕期間制度実施要領の策定について（通知）

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本市の公共事業の推進にご協力いただき感謝いたします。

この度、本市水道局においても建設工事における余裕期間制度に取り組むこととし、実施要領を策定したことから、通知いたしますので、貴団体傘下会員の方々への周知をよろしくお願ひします。

記

1 適用年月日

令和 6 年 4 月 1 日以降に起工する工事から適用

2 概要

原則、総合評価落札方式の工事のうち、発注者の判断により 6 か月を超えない範囲で、建設資材の調達や労働力確保のための余裕期間を設けることができるもの。

3 添付資料

- ・ 水道局発注の建設工事における余裕期間制度実施要領
- ・ 余裕期間制度に関する Q & A
- ・ （参考）余裕期間が設定された工事における契約書への記載について
- ・ （参考）特記仕様書記載例

4 掲載場所

福岡市水道局HP（令和 6 年 4 月以降を予定）

水道局ホーム > 入札・契約・検査・技術情報

> 水道工事技術関連情報（水道用資機材など） > 水道工事に係る基準書

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/mizu/gijutsukanri/machi/fsuido-kijunsho.html>

5 備考

余裕期間を設定した工事の公告については、入札情報サービスシステム（PPI）に掲載する工事名の先頭または末尾に【余裕期間有】等の記載があります。

6 問い合わせ先

制度に関すること

水道局計画部技術管理課 技術管理係（内線 3199）

契約手続きに関すること

水道局総務部契約課 契約係（内線 3129）